

## 第3回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 次第

日時:令和5年11月6日(月) 14時～

会場:田原市役所 講堂

### 1 挨拶

### 2 議題

改定版田原市都市計画マスタープラン(全体構想)

(1)将来人口及び将来市街地の考え方について

資料1

(2)土地利用の方針等について

資料2

田原市立地適正化計画

(3)防災・減災対策について

資料3

### 3 その他

### 第3回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 出席者名簿

#### 【委員】

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授	
	杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系准教授	委員長
各種団体	今泉 隆一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長	
	中川 博文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長	
	山本 五夫	福江校区コミュニティ協議会 会長	
	木村 敏和	清田校区コミュニティ協議会 会長	
	斎藤 健司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)	欠席
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会	
交通事業者	荒島 丈博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長	
行政機関	伊藤 慎悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長	【代理 (Web 参加)】 課長補佐 富永 正輝
	村田 卓則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監	
	鈴木 洋充	田原市 都市建設部 部長	職務代理者
	河合 欽史	田原市 防災局 防災対策課 課長	

# 将来人口及び将来市街地の考え方について

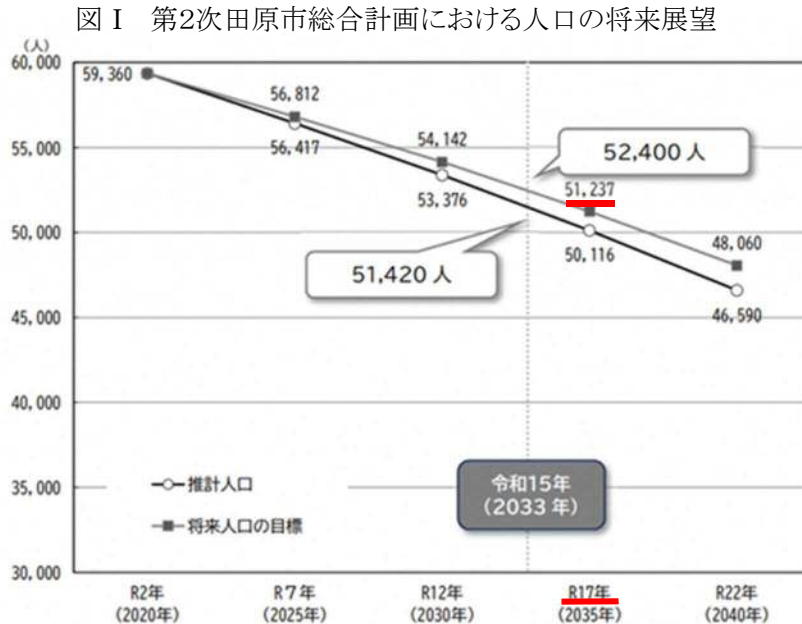
## 目 次

1 将来の市街地規模 .....	1
(1) 目標年次における将来人口 .....	1
(2) 将来市街地規模の見通し .....	1

# 1 将来人口及び将来の市街地の考え方

## (1) 目標年次における将来人口

改定版田原市都市計画マスタープランにおいては、上位計画である第2次田原市総合計画との整合性を図り、目標年次である令和17年度(2035年度)における将来人口を51,237人と設定します。



## (2) 将来市街地の考え方

### ① 住宅地

本市における人口は、目標年次に向けて今後も減少が見込まれています。今後は、田原市立地適正化計画において、田原・赤羽根・福江の市街化区域内の利便性の高い居住誘導区域に市内外から緩やかな居住の誘導を図るとともに、低・未利用地や空き家の既存ストックの活用等により、コンパクトにまとまった住宅地の形成を図ります。

ただし、災害リスクを踏まえた誘導や市外から臨海市街地で働く人々の誘導等に対応した住宅地供給の必要性を踏まえ、市街化調整区域においても、鉄道駅周辺や都市機能が立地した市街化区域の隣接地で標高の高い区域について、居住誘導区域での人口集積の維持・確保を図った上で、新たに必要となる住宅地の形成を検討することとします。

### ② 産業用地

令和17年度には、現在、整備中である未竣工用地(田原4区)が竣工し、操業可能な面積が現在の836haから956haに増加するものと想定されます。

工業用地については、未操業地における企業の進出・操業の促進を図ります。また、企業の進出状況により工業用地不足の対応が必要となった際には、新たな工業団地の整備を検討します。

	平成27年9月末	平成47年
企業操業面積	836ha	956ha

## 土地利用の方針等について

### 目 次

V	土地利用の方針	1
VI	都市施設整備の方針	6
VII	住宅・宅地の方針	19
VIII	都市景観形成の方針	20
IX	観光・交流の活性化に関する方針	21
X	防災施設整備の方針	23

※項目見出しの番号は、現行計画の「第1部全体構想」内の項目番号に準じています。

上位計画の改定や現時点における構想等との整合を図るとともに、新たに示された災害情報を踏まえ、都市づくりの課題について次のとおり変更します。（項目見出しの番号は、現行計画の「第1部全体構想」内の項目番号に準じています。）

## V 土地利用の方針

### 1. 土地利用の基本方針

田原市は、東西約30kmの渥美半島のほぼ全域を行政区域とする都市で、行政の中心や工業地は市域の東部に立地しています。本格的な人口減少社会の到来を迎えるにあたり、特に半島西部における地域活力の維持に向けた対応が求められています。また、田原市南海トラフ地震被害予測調査結果では、田原市は甚大な被害を受けるおそれがあると予測されており、~~従来の洪水~~・高潮対策に加え、地震津波への対策も求められています。

このような人口構造の変化や災害への対策など様々な課題に的確に対応し、多様な都市生活・都市活動を支え、暮らしにゆとりと安心感を与えるとともに、持続的な地域の発展を可能とするため、以下の基本方針に基づき効果的・効率的な土地利用を図ります。

市街化区域	<p>市街化区域は計画的に市街化を図る区域です。</p> <p>既存の市街化区域内については、低・未利用地の<del>宅地化の促進、空き家等の利活用</del>や密集市街地の解消を図りながら、半島全体の暮らしを支える視点を考慮した都市機能の適切な配置、十分な防災対策を推進し、計画的な市街化を誘導します。</p> <p><del>新たな市街化区域の設定については、臨海市街地内の未竣工である工業用地（田原4区）のほか、住宅・宅地需要や災害対策に対応するため、市街化区域の隣接地において計画的な市街化を検討します。</del>については、竣工に合わせて市街化区域に設定します。</p> <p>今後も計画的な整備の予定がない区域については、市街化調整区域への編入を検討します。</p> <p>区域区分の境界とした地形・地物などに変化が生じている箇所は、必要に応じて見直しを行います。</p>
市街化調整区域	<p>市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。</p> <p>本市の市街化調整区域は、農業の振興を図るべき地域として、農地の保全、遊休農地の活用に努めるとともに、農村・漁村集落内の居住環境の整備・改善を図ります。</p> <p>自然公園や森林地域※に指定されている区域については、森林や海岸などの自然資源を保全します。</p>

※森林法に基づく規制が適用される森林（保安林等を含む）を指します。

## 2. 市街化区域の土地利用の方針

### 1) 用途地域の方針

#### ①住居系用途地域

○低・未利用地や空き家の活用により居住促進を図ります。

○安心・安全に暮らせる居住環境を創出します。

~~○市街地に隣接した地域に、鉄道駅からの距離等を考慮し市街地の拡大を検討します。~~

公共交通や公共施設、教育施設を利用できる徒歩圏を考慮し、居住環境の状況や都市基盤施設の整備状況及び日常生活に必要な施設に配慮して、低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域を配置します。

- ・ゆとりある良好な低層住居の環境を保全すべき地域には、低層住居専用地域を配置します。
- ・良好な住宅地の環境を保全すべき地域には、中高層住居専用地域を配置します。
- ・住居と商業施設が複合するまちなか居住を推進する地域には、第1種住居地域を配置しますが、幹線道路沿道の地域については、居住環境の保全と幹線道路沿道の活用を考慮し、第2種住居地域または準住居地域を配置します。

#### ②商業系用途地域

○各市街地の特性に応じた商業集積を図ります。

○市民の身近な買い物環境の整備を図ります。

鉄道駅周辺や商業など都市機能を集積すべき地域には、商業地域を配置し、地域住民等の日常生活を支える地域には、近隣商業地域を配置します。

#### ③工業系用途地域

○未操業地への企業の進出・操業促進を図ります。

○企業の進出状況を踏まえ、新規工業団地の整備を検討します。

○住宅や商業と工業が混在している地区については、用途地域の見直しを検討します。

交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域又は工場が集積している地域には、工業地域又は工業専用地域を配置します。

住宅と工場の混在や大規模集客施設の立地を招くおそれがある準工業地域については、原則として新たに定めないことを基本としますが、仮に定める場合は、地区計画や特別用途地区を定め、適切な土地利用を誘導します。

## 2) 用途地域の見直しに関する方針

公共施設の整備状況等により目指すべき市街地像に変更が生じた場合、主たる用途とされている以外の建築物が相当程度かつ広範囲に立地している場合、用途地域の境界とした地形・地物などに変化が生じている場合等、実際の土地利用と齟齬が生じている箇所については、必要に応じて用途地域の見直しを行います。

## 3) 中心市街地の形成に関する方針

中心市街地については、~~低・未利用地の活用を推進し、三河田原駅周辺やの低・未利用地を活用して商業機能等の集積を図りながら~~シンボルロードである田原駅前通り線を中心に賑わいの創出を図ります。

## 4) 大規模集客施設等の立地に関する方針

大規模集客施設など広域的に影響をおよぼす都市機能の立地については、自家用車への過度の依存や市街地の無秩序な分散につながるため、原則として、中心市街地をはじめとする商業系用途地域に誘導するものとし、その他の地域へは特別用途地区による大規模集客施設制限地区を定め、立地を規制します。

## 5) 緑地の維持に関する方針

市街地の環境に潤いを与え、住民等の憩いの場として貴重な空間となっている樹林、社寺境内林の緑や水辺の保全と活用、災害時に一時的な避難場所となる防災緑地・避難緑地の確保を図ります。

特に、良質な市街地環境や風致を確保するために保全することが望ましい緑地についても、その保全や創出に努めます。



### 3. 市街化調整区域の土地利用の方針

#### 1) 秩序ある土地利用の実現に関する方針

~~主地区画整理事業などの計画的な市街地整備を行う地域については、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林漁業などとの調整を行い、東三河都市計画区域で想定した規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入を検討します。~~

都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設及び公共公益施設の立地を抑制します。

市街化区域の隣接地で、交通や買い物等の利便性が高く、災害被害のおそれがない区域において、市街化調整区域地区計画の適用等による土地利用を検討します。

今後、住民等が主体になって地区別構想を策定する中で、公共交通のアクセス性、地域活力の維持、防災安全性の強化の視点から必要に応じて市街化調整区域地区計画の適用を検討します。~~なお、適用する際は、市独自の市街化調整区域地区計画ガイドラインを策定します。~~

集落の維持に向けて優良田園住宅制度等の活用を検討します。

人口規模が大きく、生活関連施設の集積がある地域については、集落環境を維持するための方策を検討します。

企業の進出状況を踏まえ、周辺環境へ配慮したうえで新規工業団地の整備を検討します。

観光開発計画を見直しに基づき、地域観光・交流資源等を活用した土地利用を検討し図ります。

#### 2) 農業地域に関する方針

農地の適切な利用を今後も促進させるため、農業施策を推進し、農地の維持・保全に努めるとともに、集落内については、計画的な土地利用を進め、まとまりのある集落の形成を目指します。

農業集落の白地地域に対して、人口減少、高齢化に対応できる集落形成を図るという視点から土地利用方策を検討します。

農業施策の推進に併せて新規営農者や農業後継者の居住地が確保できるための土地利用方策を検討します。

#### 3) 豊かな自然環境の保全と活用に関する方針

河川や海洋の水質改善に努めるとともに、自然環境の保全に努めます。

市内の自然を体験できる遊歩道・自転車道、体験施設及び公園等の整備・保全に努めます。

農地・森林・海岸などの保全と有効活用を図ります。

## 4. 市街地再開発の方針

商業・業務機能を主体とした都市機能の導入を図る必要がある場合は、高度利用地区等の指定を検討するなど、地域の特性に応じた整備を図ります。

## 5. 防災に関する土地利用の方針

東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限活用して、長期的な視野を持って計画的な土地利用を図り、地震・津波、風水害等に強い都市構造の構築を目指します。

そのためには、地域単位でそれぞれ長期のグランドデザインをイメージし、想定される複数の災害に対して明確な都市づくりの方向性を市民と連携して共有します。

### 1) 地震に関する方針

○地震動や液状化、火災に強い建物・住まいづくりを促進します。

○公園等公共空地の確保や電線類の地中化等の都市基盤整備を推進し、安全な市街地の形成を図ります。

### 2) 津波・洪水・高潮に関する方針

比較的発生頻度が高く、大きな被害をもたらす災害（L1規模）に対しては、河川・海岸堤防などの構造物によるハード対策による被害低減に取り組みます。

施設整備には時間を要するとともに、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす災害（L2規模）に対しては、ハード整備のみでは被害を防ぎきれないことから、災害住民避難を柱とした多重防御を講じることにより“何としても人命を守る”ことを念頭に、ハード・ソフトの両面から総合的に取り組みます。

以下の方針に基づき、中長期的な視点も踏まえ、土地利用を図ります。

○河岸・海岸堤防などの構築物の整備、耐震化等を推進し、洪水氾濫や高潮・津波による市街地・集落地への影響の低減に努めます。

○狭あい道路の解消を図り、安全な避難路・避難経路を確保します。

○敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を定めるなど土地利用規制・建築制限に関する施策を検討します。

○長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討します。

# VI

## 都市施設整備の方針

### 1. 交通施設の方針

#### 1) 道路

##### ①道路種別の整備方針

##### ○広域幹線道路

広域幹線道路は、産業・観光の振興、地域の利便性の向上、救急医療の広域化に伴う救急搬送の時間短縮のため、また、3市街地を20分程度で結ぶために極めて重要な道路であることから、次の取組を進めます。

- ・半島地域の持つ交通ハンデの解消や市域と高速交通網との時間短縮の効果が期待される~~渥美半島道路~~、渥美半島縦貫道路の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・国内有数の製造品出荷額等を誇る臨海市街地の物流を支えるためのアクセス改善に資する国道23号等の幹線道路の整備や浜松~~三ヶ目~~・湖西豊橋道路の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・三遠南信地域との連携、東名、新東名など高速自動車交通網へのアクセス、西遠地域との連携、市内道路交通ネットワークの充実など複合的な機能を果たす三遠伊勢連絡道路(~~伊勢湾口道路~~)の具体化に向け、長期的な視点から整備促進を図ります。

##### ○都市間連携道路

都市間連携道路は、豊橋市や浜松市などの他都市と本市を結ぶ主要な道路であり、また市内を東西に結ぶ重要な道路であることから、次の取組を進めます。

- ・国道42号、259号及び主要地方道豊橋渥美線について、走行環境の向上等の整備促進を図ります。

##### ○市街地間連携道路

市街地間連携道路は、市内主要地域を結ぶために重要な道路であることから、次の取組を進めます。

- ・(仮) ~~国道259号バイパス~~大久保高木線(田原市街地～福江市街地)などの整備により市街地間の交通改善を図ります。
- ・(県)城下田原線の早期事業化・整備促進を図ります。

## ○その他の道路

広域幹線道路、都市間連携道路等を骨格とした市域全体にわたる幹線道路網の確立や、市街地や集落の身近な生活道路の安全確保などを図るため、次の取組を進めます。

- ・ 田原市道路整備計画に基づき、表浜側と内海側に沿って半島を貫く国道42号、259号をはしご状に一定間隔で南北方向につなぐ路線や、市街地と周辺の集落とをつなぐ路線を整備促進し、市域全体にわたる幹線道路網の充実を図ります。
- ・ 緊急車両の進入困難な旧来の市街地や集落については、狭あい道路の解消を目指します。
- ・ 避難路に指定された道路の拡幅・改良等を推進します。
- ・ 歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、市街地における道路整備に併せて、自転車歩行者道の整備を図ります。

## ○自転車道

本市においては、自動車への依存度が高い状況にあるため、自転車利用のあり方に関する基本的な方針やそのための施設整備等に関する計画・方針が定められていない状況にあります。

そのため、以下の取組を進めます。

- ・ **田原市自転車活用推進計画に基づいた整備等を進めます。**
- ・ 一般県道田原豊橋自転車道線の整備（国道42号併設区間における自転車歩行者道及び十分な幅員を確保した自転車歩行者専用道の設置）、適切な維持管理を図ります。



○救急医療搬送の高速化

- ・渥美半島縦貫道路、三遠伊勢連絡道路(伊勢湾口道路)、国道23号バイパス等の整備を促進し、救急医療搬送の高速化を図ります。
- ・(仮) 国道259号バイパス大久保高木線(田原市街地～福江市街地)の早期事業化・整備促進を図ります。
- ・救急車両の進入が困難な集落については、集落内における未整備道路の整備を進め、救急医療の高速化を図ります。

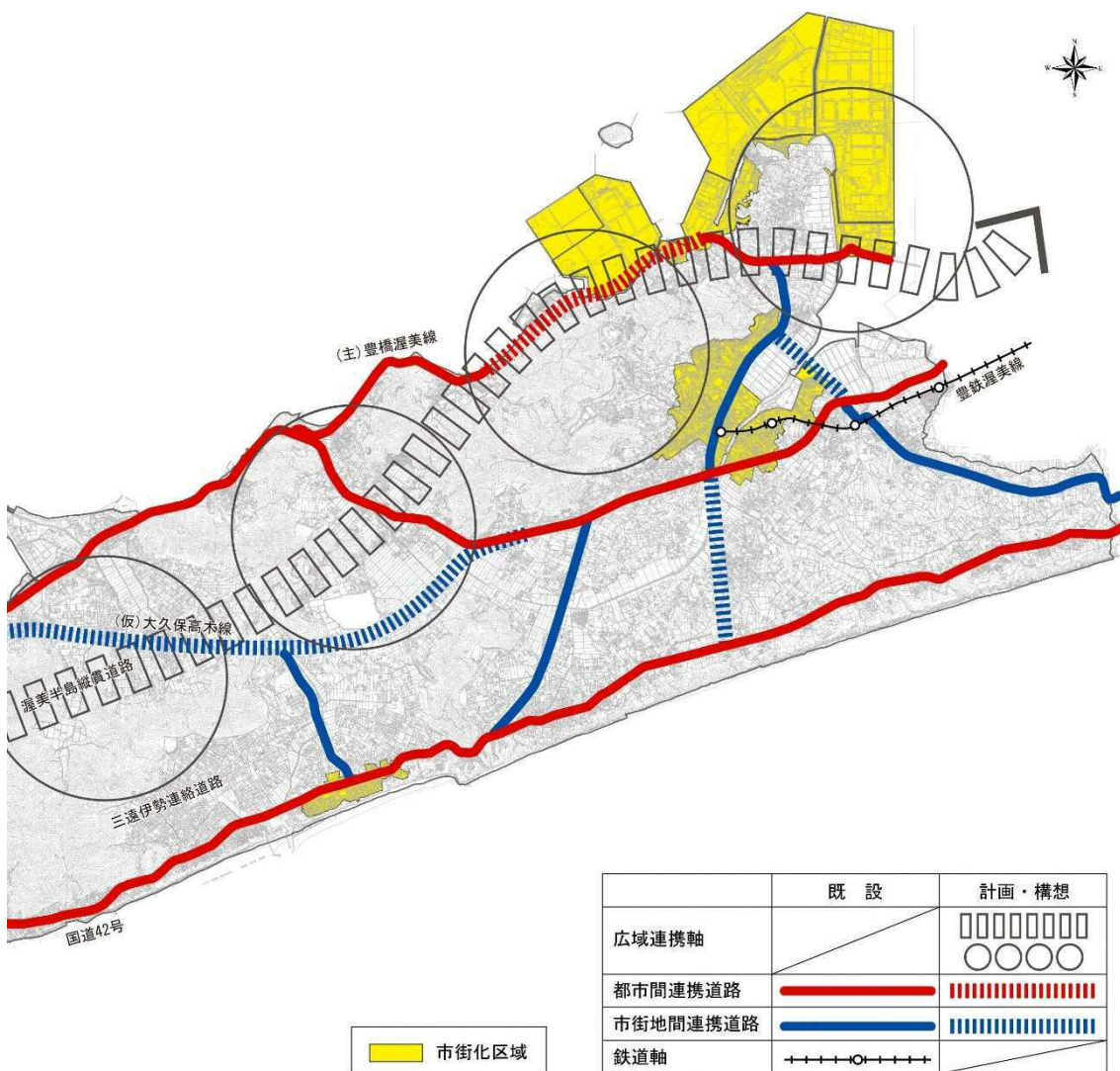


図 幹線道路ネットワーク図

## ②都市計画道路の整備方針

- ・（都）田原中央線、（都）田原駅前通り線、（都）浦片浜線については、路線の優先順位を見極めながら整備促進を図ります。
- ・本市の都市計画道路は、長期にわたり未整備となっている路線が残されていることなどから、道路網の見直しが求められています。そこで今後の見直しに関する基本的な考え方としては、将来都市構造で示した東西方向の3本の都市間連携軸（国道42号、259号、主要地方道豊橋渥美線）を南北方向に結ぶ機能の強化や代替機能の確保の観点から都市計画道路網の見直しを行います。

都市計画道路 及び 構想路線名	道路の位置づけ
(都)神戸蔵王線	田原市街地西部を南北に縦断し、 <b>県道大草豊島線</b> 、渥美半島縦貫道路を結ぶ都市幹線道路
(都)田原駅前通り線	田原市街地中央部を南北に縦断し、三河田原駅、臨海市街地及び国道42号、渥美半島縦貫道路を結ぶ都市幹線道路
(都)田原中央線	田原市街地中央部を東西に横断する都市幹線道路
(都)姫島港線	田原市街地北部を東西に横断し、市街地内循環道路の一部をなす都市幹線道路
(仮)城下田原線 <del>(仮)六連線</del>	田原市街地東端を南北に通過し、国道42号、渥美半島縦貫道路を結ぶ都市幹線道路
<del>(仮)大草白谷線</del>	<del>田原市街地西側を南北に通過し、国道42号、渥美半島縦貫道路を結ぶ都市内幹線道路</del>
(都)浦片浜線	主要地方道豊橋渥美線の通過交通処理を担い、渥美半島縦貫道路の一部をなす道路
(都)豊橋鳥羽線	田原市街地南部を東西に横断し、豊橋市中心部や福江市街地方面を結ぶ主要幹線道路

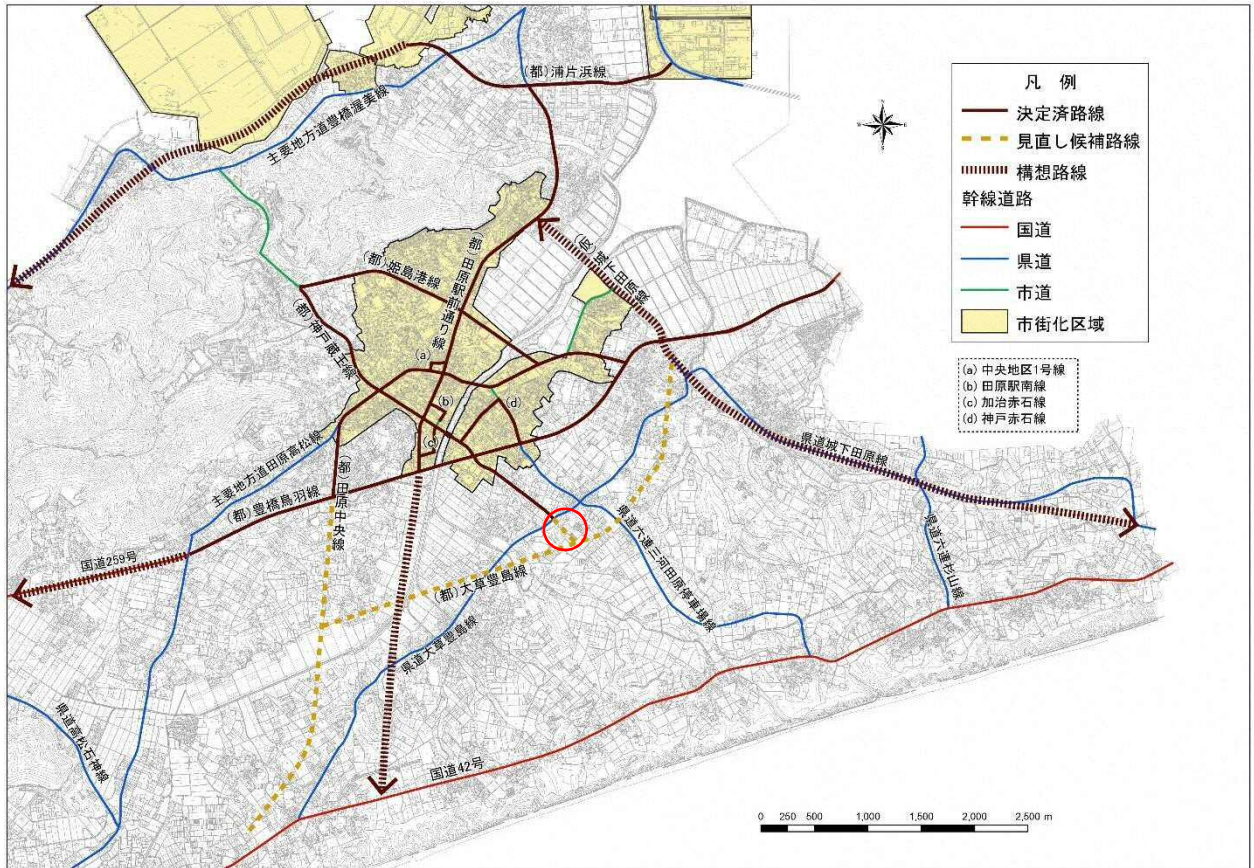


図 都市計画道路見直し方針図（田原市街地及び周辺）

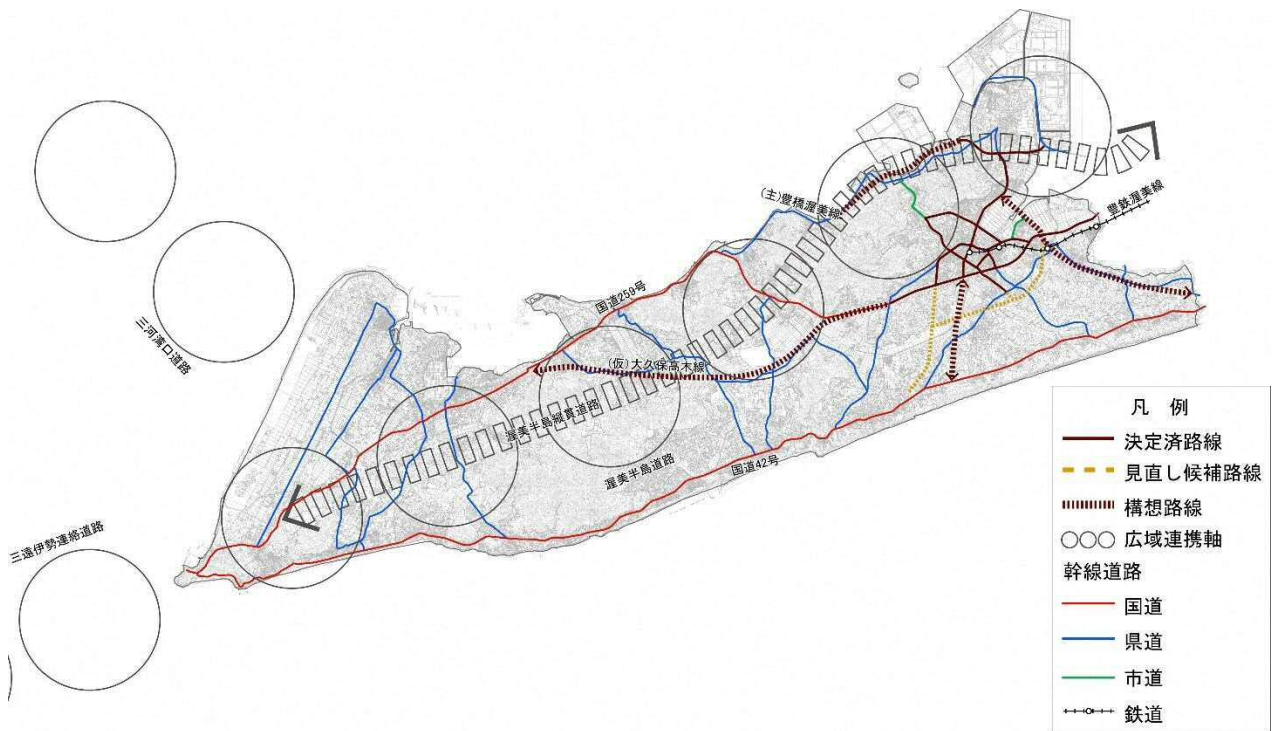


図 都市計画道路見直し方針図（市全域）

## 2) 公共交通

本市における公共交通は、「第23次田原市地域公共交通戦略計画—(地域公共交通網形成計画)」(令和6年3月策定)に基づき、都市間、市街地間、集落から市街地、市街地内の移動を安心してできるように、公共交通ネットワークの確保・維持・改善を図り、将来像「だれもが安心して移動できるまち」の実現を目指します。

### ○公共交通の役割の明確化に関する総合確保方針

本市の公共交通網は、「幹線乗合交通」を基軸とし、その範囲外を「コミュニティ乗合交通」「有償パーソナル交通」「政策交通」が順次補完(役割分担・連携)し、さらにこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。

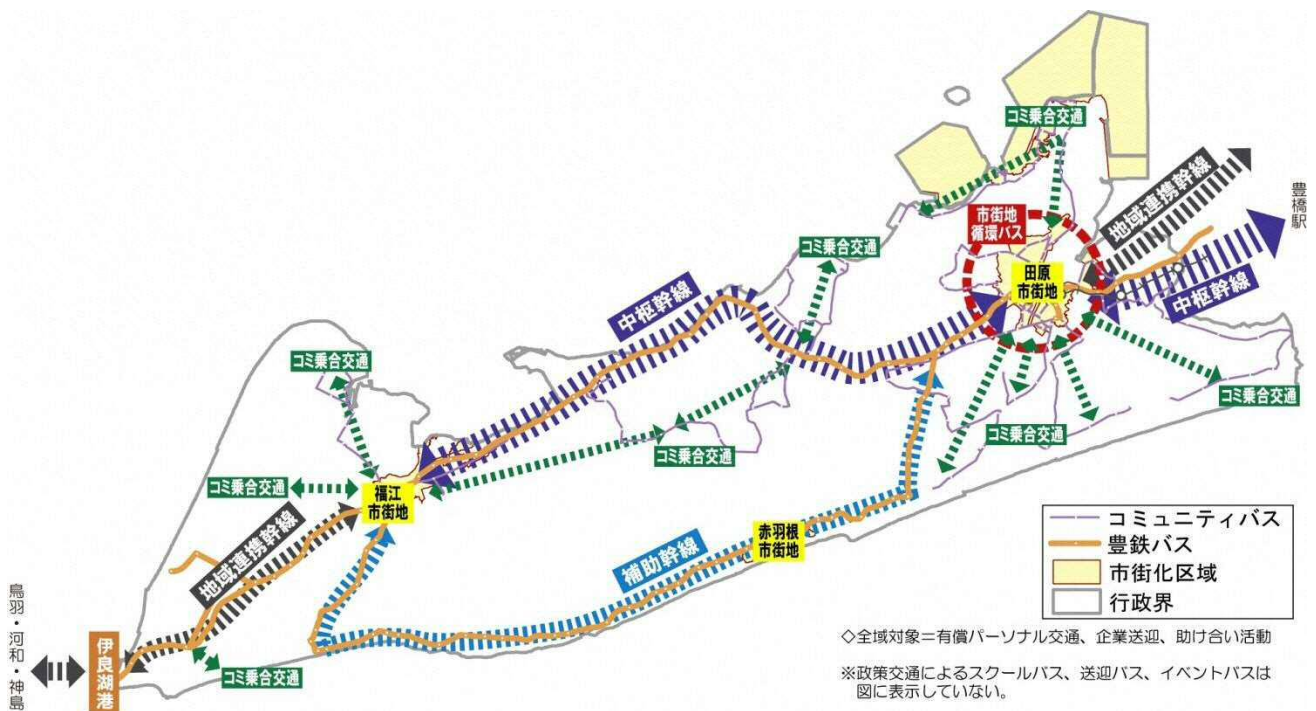


図 公共交通網形成概念図

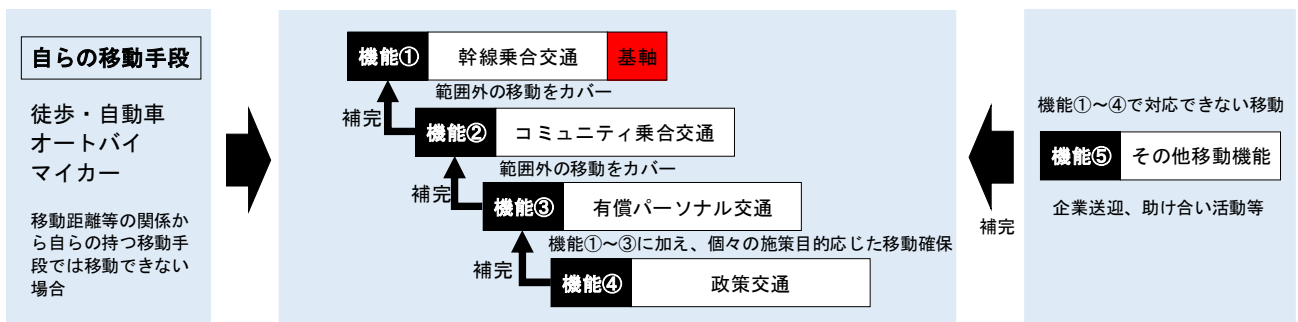


図 公共交通の補完関係



### ○幹線乗合交通（渥美線、路線バス、フェリー）

市内主要部と市外あるいは市内主要部間を結び、広域公共交通網の基軸としてまちづくり・地域活性化を支える交通であり、交通事業者と市民・地域・行政と連携し、高・中水準の運行を確保します。

### ○コミュニティ乗合交通（ぐるりんバス、~~地域乗合タクシー~~等）

集落地域内及び集落地域から市街地を運行し、地域の生活の足となるとともに、幹線乗合交通と接続して広域公共交通を補完する交通であり、コミュニティ協議会・市・交通事業者が協働し、中・低水準の運行を確保します。

### ○有償パーソナル交通（タクシー、福祉有償運送、貸切バス等）

交通事業者等が主体となり、ドア・ツー・ドア等、幹線・コミュニティ乗合交通で対応できない移動を担う交通であり、行政・地域等との協働により、必要十分な水準の運行を確保します。

### ○政策交通（市街地バス、スクールバス等）

市街地活性化、福祉、観光、教育等の政策目標を実現するための交通であり、市担当課が主体となり、関係者と連携・協力し運行を確保します。

### ○その他の移動機能（企業送迎、助け合い活動等）

各公共交通のほか、企業活動における顧客や従業員の移動確保、社会福祉協議会等の福祉団体・地域における助け合いによる移動の確保を促進します。



図 田原市内の公共交通ネットワーク図（令和5年平成27年10月1日現在）

## 2. 公園緑地の方針

公園・緑地については、~~「田原市緑の基本計画」(田原市シンボル公園ネットワーク計画)(平成19年3月策定)に基づき公園・緑地の整備・保全を図ります。次の方針に基づく取組を進めます。~~

~~なお、本計画は、平成28年度以降に見直しを行い、策定後は、新たな計画に基づいて取り組ま~~  
~~ず。~~

### ○公園緑地の整備・保全

- ・人と自然が共生する自然環境を確保し、うるおいのある美しい景観を形成します。
- ・豊かな自然環境を市民とともに継続的に維持・保全するため、良好な自然環境の保全と創出について、関心と理解の向上を図ります。
- ・市民や広域利用者が自然に親しむことのできる場を保全し、活性化を図ります。
- ・各地域の環境に適した柔軟な公園づくりを検討します。

### ○都市公園

- ・市民一人当たりの面積 10m<sup>2</sup>の実現を目指します。
- ・計画中の都市公園の整備及び早期供用開始を図ります。

### ○公共施設緑地

- ・公共施設緑地のうち、農村公園や臨海部の港湾緑地など都市公園ではないが、公園緑地に準じた機能を持つ公園などについては、田原らしい緑の創出を図ります。
- ・公共公益施設における植栽地等については、緑や自然環境と利用の有能的なネットワーク化のため、幹線道路や市街地道路等への花壇や街路樹の設置などによる緑化を推進します。また、学校など公共施設については身近な緑の創出のため積極的な緑化を推進します。

### ○民間施設緑地

- ・民間施設緑地については、緑や自然環境の保全のため、寺社境内の緑地や民間企業の工業緑地を維持します。

### ○子どもの遊び場・多世代交流の場の確保

- ・子育て支援の観点から、子どもの遊び場、居場所となる公園等の整備を推進します。
- ・健康づくりや自然とのふれあいの場を提供し、世代を超えた市民活動を促進します。

### ○その他

- ・自然公園区域については、自然環境の保護・保全、多様な動植物の生息環境の保全等を図るとともに、体験型交流施設等の整備を目指します。また、保安林の適切な管理・保全をします。
- ・防災の観点から、公園緑地を活かした都市の安全性を確保します。

### 3. 河川・下水道の方針

#### 1) 河川

河川については、次の方針に基づく取組を進めます。

- ・河川堤防の老朽化対策を推進します。
- ・河川及び水路のあり方を明確にする田原市河川・水路整備方針等を検討し、緊急性・重要性に応じて計画的な河川改修を図ります。
- ・多自然型護岸や親水護岸等の整備により親しみやすい河川環境の整備促進を図るとともに、河川沿いについては、くつろげる場所づくりを目指した遊歩道の整備を図ります。

#### 2) 下水道

下水道については、次の方針に基づく取組を進めます。

- ・汚水については、公共下水道、農業集落排水の整備を引き続き推進し、~~新たに伊良湖地区の公共下水道の整備を図ります。~~未整備区域の整備については、適正化を検討します。
- ・効率的な経営を図るため、公共下水道と農業集落排水の統合及び施設の利活用の方法を検討します。
- ・下水道汚泥等の長期・安定的な処理方法の確立を図ります。
- ・汚水処理については、公共下水道事業全体計画に基づき施設の整備を図るとともに耐震化及び長寿命化を進めます。
- ・雨水処理については、公共下水道事業全体計画に基づき排水区ごとに雨水処理施設の整備を図るとともに、施設の耐震化及び長寿命化を進めます。

## 4. その他都市施設の方針

### 1) 港湾・海岸

港湾・海岸については、次の方針に基づく取組を進めます。

#### ○港湾

##### 【重要港湾】

- ・港湾機能の向上を図り、港湾における地震・津波・高潮対策（耐震強化岸壁の整備、防波堤の改善等）を推進します。
- ・三河港における企業の集積及び立地企業の生産性や物流機能の向上を図るとともに、国道23号バイパスや東名・新東名高速道路へのアクセス路の整備を図ります。

##### 【その他の港湾及び漁港】

- ・伊良湖港をはじめ市内の港湾・漁港については、利活用計画の策定やこれに基づく港湾整備（利便性の向上や港湾環境の改善など）を進めます。

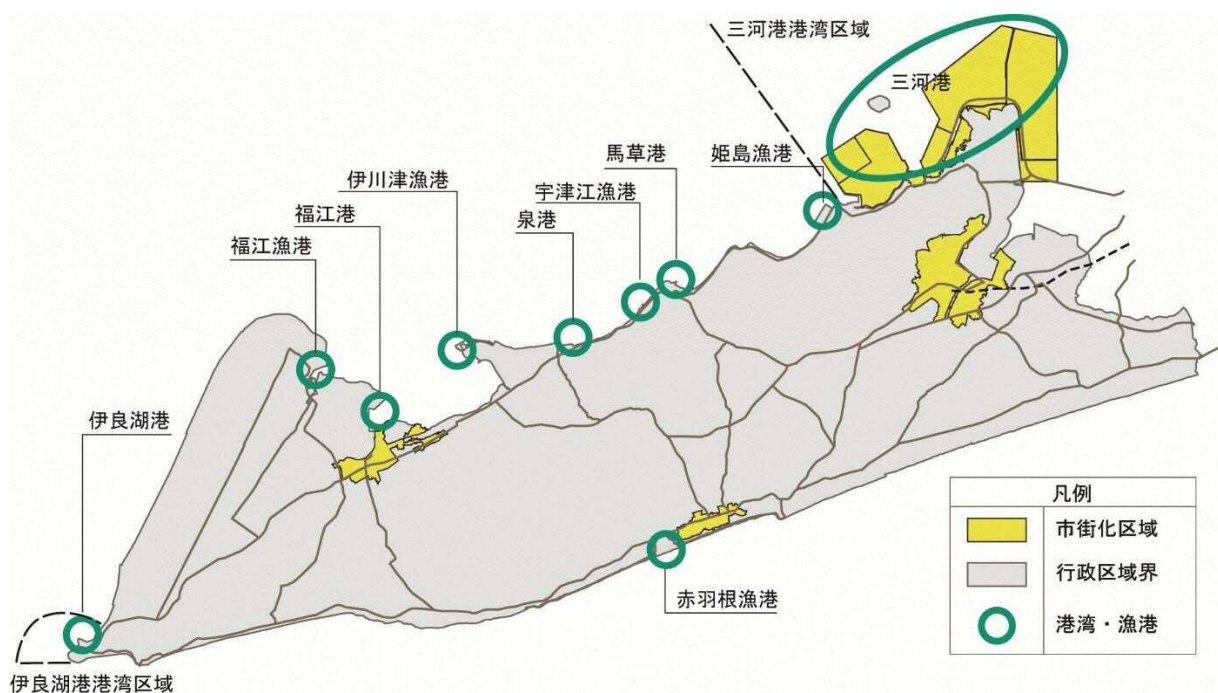


図 港湾・漁港位置図

#### ○海岸

- ・干潟の生態系に配慮した<sup>みお</sup>濤の浚渫について検討し、事業実施を図ります。
- ・海岸侵食が進んでいる箇所については、砂浜等を保全する対策を図ります。
- ・海岸保全施設とその近接にある保安林など、海水の進入による被害を軽減する効果を有する施設との一体的な整備を促進します。

## 2) 環境衛生

環境衛生については、次の方針に基づく取組を進めます。

### ○~~斎場・墓園等の整備~~

- ~~・斎場については、施設の老朽化が進んでいるため、施設の更新等を検討します。~~
- ~~・墓園については、今後も引き続き公共の墓園需要について検討します。~~

### ○~~し尿処理施設の整備~~

- ~~・し尿処理施設については、施設の老朽化が進んでいるため、施設の更新等を検討します。~~

### ○各種廃棄物の処理

- ・家畜排せつ物、農業系廃棄物、下水汚泥、一般廃棄物等の効率的な利用により、循環型社会の形成に資する廃棄物処理施設の整備については、エネルギー利用、処理コスト等を総合的に考慮して検討します。
- ・市内から排出される一般廃棄物の処理に対応するため、**豊橋市と広域化に伴う豊橋田原ごみ処理施設及びごみ中継施設を整備するとともに**、最終処分場の整備を検討します。
- ・大規模災害発生時に、大量に発生が予測される災害廃棄物を処理できる仮設施設等の整備を検討します。

## 3) 上水道

上水道については、次の方針に基づく取組を進めます。

- ・効率的な運営を図るため、水道施設全般の見直しを行います。
- ・順次老朽施設の更新を図るとともに、今後とも幹線を中心に耐震化を進めます。

## 4) 公共施設（建築物）の適正化

公共施設に関しては、~~「田原市公共施設適正化計画」（平成26年12月策定）~~「田原市公共施設等総合管理計画」（平成28年2月策定・令和5年3月改定）に基づき適正化に取り組んでいきます。

### ○~~公共施設適正化に向けた全体方針~~

- ~~・財政的な制約のみではなく、社会情勢や人口構成などの変化に伴うサービスニーズを把握し、それに見合った「機能の最適化」を図ります。~~
- ~~・市街地の活性化や施設の配置、まちづくりにおける役割などに配慮した「まちづくりの観点」から適正化を図ります。~~
- ~~・「質の確保と長寿命化」により、良質な行政サービスの提供やコスト縮減を図ります。~~
- ~~・「財産の有効活用」という観点から、未利用財産等の積極的な活用を図ります。~~

### ○公共施設適正化の原則

- ・施設保有総量の圧縮

市内には老朽化した施設が数多くあり、全ての施設を更新・維持していくことが困難になるため、施設・機能の統廃合や複合化により、保有総量を圧縮します。なお、政策などにより新たに公共施設等を建設する場合は、保有総量の範囲内で多機能化・複合化されたものとなるように配

慮します。

- ・機能に基づく適正配置

まちづくりの観点から広域、市域、地域等の特性に応じた施設の配置を考慮し、行政サービスの水準を維持する方策（人口減少・少子高齢化、市民ニーズやライフスタイルの変化に対応した行政サービスの提供、機能の見直し等）を講じていきます。

- ・民間事業者等が持つ知恵の導入

行政サービスを提供する上で、施設運営の最適化や維持管理コスト削減のためには、民間事業者等の施設活用や資金供給が有効です。今後、民間事業者等の施設運営や管理の手法などを積極的に活用し、公共サービスの質の向上を図ります。

- ・施設に関わる情報の一元化

公共施設の開館時間や提供サービスなどの利用情報を一元的に管理し、市民に分かりやすく、利用しやすい環境づくりを推進します。また、施設の維持管理に係る情報を一元的に管理し、光熱水費や保守点検費用、賃借料などに無駄がないか定期的に点検し、コスト削減を図ります。

- ・防災機能の強化

安心・安全の観点から地域における施設の配置を検討します。施設の改修や更新に併せ、施設そのものの防災機能の強化を図るとともに、設備などの安全対策なども実施し、安心・安全に利用できる施設を目指します。

- ・長寿命化による計画的な施設の保全

将来にわたって保有していく施設については、予防保全（劣化による故障などの前に更新・修繕を行うこと）による施設・設備の維持管理を行うことにより長寿命化を図るとともに、必要な改修・修繕の優先順位を定め、施設の質（安全性や利便性等）の確保を図ります。

また、今後の不透明な財政状況に備え、保全費用及び維持管理費用の削減を図るとともに、一定の時期に経費が集中しないようコストの平準化に配慮します。

## 5) 人にやさしい街づくり

誰もが安全に利用しやすい施設づくりを進めるため、次の方針に基づく取組を進めます。

- ・バリアのない誰にでも暮らしやすく、移動しやすいまちづくりを進めます。
- ・公共施設、鉄道駅、道路空間を中心として、重要性の高い施設・場所から人にやさしいまちづくりを進めます。

## 6) その他

- ・農業、~~医療~~分野における専門性の高い大学等の誘致を検討します。
- ・学校や保育園等公共施設の跡地利用について検討します。

- ・高齢者が住み慣れた地域での自分らしい生活を続けていけるよう、住まいを中心として医療・介護・予防・生活支援を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進に取り組めます。

## VII

# 住宅・宅地の方針

人口減少が予測される中、人口減少に歯止めをかけ、目標人口を達成するためには、住宅・宅地の整備を進めるとともに、様々なニーズにあわせた住宅・宅地の供給が必要となります。

そのため、以下の取組を進めます。

### ○市街地の住宅・宅地の方針

- ・低・未利用地の活用により住宅・宅地の創出を図るとともに、空き家の活用を図り、住宅の供給を推進します。
- ・まとまった私有地の低・未利用地については、良好な住宅地にするための~~方策支援策~~を検討実施します。
- ・~~空き家、低・未利用地の活用については、共同建替えによる民間借り上げ賃貸住宅等の制度を活用し、空き家・空き地バンクへの登録を促進し、住宅・宅地の供給を図ります。~~
- ・市街化調整区域からのまちなか居住ニーズや田舎暮らしニーズなど、様々なニーズに対応していきます。
- ・老朽木造住宅が密集した地域における共同建替え等への支援を行います。
- ・良好な街並み形成を図るため、適切な地区計画の設定を検討します。
- ・公共施設跡地について、住宅としての土地利用を検討します。
- ・高齢者向け住宅の計画的な整備を検討します。
- ・~~高齢者向け住宅（ケア付き住宅を含む。）や住宅リフォームなど、高齢者が暮しやすい住み慣れた地域や家で、少しでも長く、安心して生活できるように住環境の整備に取り組みます。高齢者の居住環境の整備を支援します。~~
- ・市街地への民間賃貸住宅建設等の誘導を図り、まちなか居住ニーズへの対応を図っていきます。
- ・田原赤羽根土地区画整理事業において、良好な住宅地の供給を図ります。

### ○市営住宅

- ・~~安心・安全な住環境の確保のため、高木住宅の建替を検討します。~~
- ・老朽化や空室状況により、~~にあわせて、建替等市営住宅の在り方を検討します。~~するとともに、既存住宅の長寿命化や修繕等に努め、居住環境の維持・向上を図ります。

### ○その他の地域

- ・田原市サーフタウン構想重点整備地区（弥八島地区）における宅地開発を早期に進め、サーファー等に良好な住宅地の供給を図ります。
- ・津波対策等による住宅供給の必要性がある場合は、地域の実情と将来のビジョンに即して柔軟に対応を図ります。

### ○耐震改修の促進

- ・旧基準住宅（昭和56年以前に建築された住宅）の耐震化の促進を図り、適切なりニューアルを進めることにより住宅ストックの改善に努めます。





## 都市景観形成の方針

本市における良好な景観の形成を図るため、以下の取組を進めます。なお、田原市景観基本計画は令和6年度以降見直しを行い、良好な景観形成を進めていきます。

### ○3層構造による景観づくりの推進

- ・身近な景観づくり：身近な生活空間における景観の向上を促進します。
- ・限界景観づくり：地区・地域の状況に応じたきめ細かい景観形成を誘導します。
- ・広域景観：エリアの特性に応じた景観形成基準による景観の誘導を図ります。

#### 【海・山の景観エリア】

大自然の雄大さが見られる海岸の景観や本市におけるランドマーク的な山地景観の保全を図り、より美しくする景観づくりを推進します。

#### 【農の景観エリア】

まとまりと広がりのある農地景観を保全・維持するために農業振興を図るとともに、建築物等の立地を適切に誘導します。

#### 【まちの景観エリア（市街地・集落地）】

市街地や集落地にある地域資源を保全・活用したまちづくりを積極的に進め、生活環境の向上やまちの活性化を図ります。

#### 【沿道景観軸】

屋外広告物の適切な誘導や沿道の自然景観と調和した景観づくりを推進することにより、シンボリックな景観を創造します。

#### 【河川軸】

沿岸地域との調和した景観づくりを推進することにより、楽しく快適に歩ける環境づくりを図ります。

### ~~○特徴的な景観を有する地区における重点的な景観形成の推進~~

~~特に景観形成が必要な地区である景観重点整備地区（候補地）において、実践的な景観づくりを推進します。~~

- ~~1. 田原城跡周辺地区~~
- ~~2. 三河田原駅周辺地区~~
- ~~3. 福江城坂周辺地区~~
- ~~4. 赤羽根地区~~
- ~~5. 白谷清水地区~~
- ~~6. 伊良湖岬地区~~
- ~~7. サンテパルク地区~~

### ○ソーラーパネルへの対応

豊かな自然や美しい景観の保全を図るため、「海・山の景観エリア」及び「沿道景観軸」の道路境界から20mの区域については、ソーラーパネル（太陽光発電施設）の設置を抑制するとともに、発電施設の把握に努めます。

# IX

## 観光・交流の活性化に関する方針

観光・交流に関する取組は、自然豊かな地域としての広域的役割を果たしていくことや、本市の活力を支えていく上で重要な取組です。

特に、今後、定住人口が減少し、高齢化が進む赤羽根、渥美地域については、農業とともに地域の重要な産業になっていくものと考えられます。

そのため、次の取組を進め、観光・交流の活性化を図ります。

### ○伊良湖岬周辺観光整備

伊良湖岬周辺の散策ルートやサイクリングコースの充実、誘導サインや案内マップなどの改善、漁港の活用、物販・飲食機能の強化、駐車場の整備、~~国道42号と国道259号が結節する交差点改良等~~伊良湖岬周辺の観光整備を推進します。

伊良湖フラワーパーク跡地については、伊良湖岬周辺宿泊施設への吸引につながるような特徴的な施設整備を検討します。

### ○日本風景街道（シーニック・バイウェイ）の活用

半島全体の風景を鑑賞しながら周遊できる渥美半島菜の花浪漫街道については、風景、花の活用、サイン・標識なども含めた整備を図ります。

### ○三河田原駅及び周辺整備

~~中心市街地活性化基本計画に基づいた~~三河田原駅前及び周辺について、田原市の玄関口として相応しい街並み整備を検討します。

### ○歴史と文化、自然の散歩道の整備推進

~~シンボル公園ネットワークウォーキングトレイル等~~を活かした、歩いて巡る観光地づくりを推進します。

### ○農業体験施設等

農業や収穫の体験メニューや~~地産地消レストラン産直売り場~~など、本市農業を観光に結びつけた拠点である農業公園サンテパークたはらを活用した観光ルート開発を推進します。

~~赤羽根、渥美地域については、農業を体験できる施設の整備を検討します。~~

### ○道の駅的环境整備（田原めっくんはうす、あかばねロコステーション、伊良湖クリスタルポルト）

道の駅における観光客へのサービス向上のため、トイレ環境の再整備、観光案内機能の充実、休憩所の改善等を順次実施します。

市内の道の駅をネットワーク化することにより、道路利用者に休憩・情報等のサービスの提供や市内物産の紹介、販売等を行い、市内及び他地域との交流の促進を図ります。

## ○太平洋ロングビーチ周辺における観光拠点整備

~~サーファー、釣り客の利用の多い弥八島周辺において、さらなる交流促進を図るための拠点整備を検討します。~~

## ○温泉・温浴施設開発の検討

温泉掘削の可能性、温泉活用ニーズ、温泉活用方策、費用対効果など様々な側面におけるの検証を踏まえた上で、観光客向けの温浴施設開発の可能性を検討します。

## ○港湾・漁港の利用

市内の港湾・漁港などを活用して海を楽しむことのできる環境整備の促進を図ります。

~~あかばねロコステーションと赤羽根漁港を活用した観光・交流施設としての整備を図ります。~~

~~三河湾プレジャーボート受け入れ施設の整備を検討します。~~

## ○自動車港湾の活用

全国でも有数の製造品出荷額等を誇る臨海市街地において、自動車企業等を対象とした産業観光の~~可~~  
~~能性を検討します。~~を促進します。

## ○自然体験型施設

自然公園区域内に自然体験・観察施設等を整備し、自然とのふれあいを増進させるとともに、自然を学ぶことのできる場の充実を図ります。

~~汝川干潟トレイルや谷ノ口森林レクリエーション公園の整備を図ります。~~

## ○サイクリングロード等

田原豊橋自転車道については、太平洋岸での自転車歩行者専用道路の整備促進を図りますが、当面は、国道42号重複区間における自転車歩行者道の整備促進を図ります。

~~田原市自転車ネットワーク計画の検討を行い田原市自転車活用推進計画に基づき、観光レクリエーションの振興を図ります。~~

## ○その他

~~自然体験・観察施設周辺等については、くつろげる場所づくりを目指した遊歩道の整備を図ります。~~

今後地区別構想を策定する中で、地域資源を生かした観光・交流の活性化を促進します。



## 防災施設整備の方針

南海トラフ地震やこれに伴う津波のほか、台風、高潮、集中豪雨などにより、半島全体にわたって被害が及ぶことが予想されることから、次の取組を進めます。

### ○地震対策

- ・住宅・建築物の耐震化の促進及び市街地・集落内の狭あい道路の解消を図ります。
- ・延焼を防止する緑地帯の形成や地震・火災の際の一時避難場所として機能する防災・避難緑地の整備を推進します。
- ・必要に応じて橋梁の耐震調査及び耐震改修等を図ります。
- ・老朽化した上下水道施設の管渠の更新に合せ耐震化を推進します。
- ・消防拠点施設である消防団詰所等の改修、整備を推進するとともに、計画的な耐震性防火水槽への更新を図ります。

### ○洪水・高潮・津波対策

- ・堤防等の耐震化を推進するとともに、老朽化した堤防を粘り強い構造への強化等を推進します。
- ・河川・海岸にある水閘門が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。
- ・市街化区域内の雨水ポンプ場等における非常用電源の確保や耐震補強などを実施するとともに、農業用排水機場の耐震化、農業用排水路の整備を推進します。
- ・津波の到達時間が短い地域における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進します。
- ・地震後も健全な状態を維持できるよう、田原 2 号岸壁（耐震強化岸壁）の機能強化を推進します。
- ・内水対策を含む公共下水道事業全体計画を見直し、浸水被害の低減に資する施設整備を推進します。
- ・災害時の避難路、輸送路として機能が期待される道路の整備を促進します。（浜松湖西豊橋道路、渥美半島道路、三遠伊勢連絡道路、三河湾口道路、渥美半島縦貫道路、国道 259 号、国道 42 号、主要地方道豊橋渥美線、県道城下田原線等）
- ・緊急輸送道路への接続道路等の災害対策を推進します。
- ・緊急輸送道路における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強や長寿命化対策を実施します。

# 防災・減災対策について

## 目 次

(1) 対策の施策体系.....	1
(2) 対策の内容.....	2
(3) 対策の実施主体と実施時期.....	6

## (1) 対策の施策体系

居住誘導区域の設定方針を踏まえた上で、防災・減災対策の施策体系を以下に示します。防災・減災対策は、災害発生時に被害が生じないようにする「災害リスクの回避」と、災害発生時に被害を軽減・防止するための「災害リスクの低減」に分類します。また、「災害リスクの低減」対策は、施設整備などによる「ハード対策」と避難体制の整備など「ソフト対策」に分類します。

分類		対策	
災害リスクの回避		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住誘導区域からの除外</li> <li>・ 居住誘導区域外での届出制度による居住誘導</li> <li>・ 災害リスク情報の積極的提供による居住誘導</li> </ul>	
災害リスクの低減	ハード対策	風水害による災害被害の低減に向けた施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進</li> <li>・ 水閘門の耐震化</li> <li>・ 雨水ポンプ場等の機能強化</li> <li>・ 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等</li> <li>・ 公共埠頭の機能強化</li> <li>・ 田原市公共下水道事業全体計画の見直し(内水対策を含む)</li> </ul>
		避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域幹線道路網の整備促進</li> <li>・ 幹線道路の整備</li> <li>・ 道路の災害対策の推進</li> <li>・ 避難路等の整備(市道)</li> <li>・ 緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進</li> <li>・ 橋梁等の長寿命化対策の実施</li> </ul>
	ソフト対策	ハザードの認知向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知</li> <li>・ ハザードマップの周知</li> <li>・ ハザードマップ(内水)の作成</li> <li>・ 市政ほーもん講座によるハザード情報の周知</li> <li>・ 田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルデータを活用したハザード情報の周知</li> </ul>
		避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との合同訓練の実施</li> <li>・ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進</li> <li>・ 家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定</li> <li>・ 津波避難看板等の設置</li> </ul>

分類		対策	
災害リスク の低減	ソフト対策	自助・共助力の 強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災リーダー研修の充実</li> <li>・ 一斉防災訓練への参加促進</li> <li>・ 防災教育の推進</li> <li>・ 子ども防災教室の実施</li> <li>・ 家庭内備蓄の周知・啓発</li> <li>・ 自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化</li> <li>・ 地域コミュニティ力の強化</li> <li>・ 地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進</li> <li>・ 要配慮者支援体制及び避難体制の整備</li> <li>・ 事前復興、体制づくりの推進</li> </ul>

## (2) 対策の内容

### ① リスク回避

#### ・居住誘導区域からの除外

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が指定されている区域は、居住誘導区域から除外することで安全を確保します。

#### ・居住誘導区域外での届出制度による居住誘導

災害リスクを考慮して、居住誘導区域を指定しない範囲において法に基づく届出制度を活用し居住を誘導します。届出があった際には、想定される災害リスクの内容を情報提供するとともに、適切な避難行動の理解促進を図ります。

#### ・災害リスク情報の積極的提供による居住誘導

土地利用規制情報を提供する際に、あわせて災害リスク情報の確認を促すことにより、災害リスクを認識した上での居住を誘導します。

### ② リスク低減（ハード）

#### [風水害による災害被害の低減に向けた施設整備]

#### ・河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進

津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、老朽化した堤防の粘り強い構造への強化等を推進します。

#### ・水閘門の耐震化

河川・海岸にある水閘門が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。

#### ・雨水ポンプ場等の機能強化

市街化区域内の雨水ポンプ場等における非常用電源の確保や耐震補強などを実施します。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水機場の耐震化、農業用排水路の整備を推進します。

#### ・河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等

津波の到達時間が短い地域における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進します。

#### ・公共埠頭の機能強化

地震後も健全な状態を維持できるよう、田原 2 号岸壁(耐震強化岸壁)の機能強化を推進します。

#### ・田原市公共下水道事業全体計画の見直し(内水対策を含む)

内水対策を含む公共下水道事業全体計画を見直し、浸水被害の低減に資する施設整備を推進します。

### [避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備]

#### ・広域幹線道路網の整備促進

東西物流の輸送力の強化並びに災害時の相互補完ルートとして浜松湖西豊橋道路、渥美半島道路、三遠伊勢連絡道路、三河湾口道路の整備を促進します。

災害時の復旧・復興ルートとしての機能に加え、地域産業を支える物流ルート、観光・地域間交流としての「東三河 1 時間交通圏」の確立を目指し、渥美半島縦貫道路等の広域幹線道路網の整備を促進します。

#### ・幹線道路の整備

災害時の復旧・復興ルートとして機能する、国道 259 号、国道 42 号、主要地方道豊橋渥美線等において、既存道路の改良、整備を促進します。

緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について整備を促進します。

#### ・道路の災害対策の推進

緊急輸送道路への接続道路等の災害対策を推進します。

#### ・避難路等の整備(市道)

避難路として活用が想定されている道路の拡幅・改良等を推進します。

#### ・緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進

緊急輸送道路における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進します。



## ・橋梁等の長寿命化対策の実施

「愛知県橋梁長寿命化修繕計画」及び「田原市個別施設維持管理計画」に基づき、橋梁等の点検、修繕等を計画的に実施します。

## ③ リスク低減（ソフト）

### [ハザードの認知向上]

#### ・防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知

防災マップ(外国語版含む)、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知・啓発を行います。また、地区地震・津波避難マップの周知・啓発を行います。

#### ・ハザードマップの周知

内水については、愛知県から公表された洪水浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップ(家屋倒壊等氾濫想定区域を含む)の周知・啓発を行うとともに、高潮については、愛知県から公表された高潮浸水想定に基づきハザードマップの周知・啓発を行います。

#### ・ハザードマップの作成(内水)

想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなかった場合等に浸水が想定される雨水出水浸水想定区域を指定(内水浸水想定区域図を作成)し、それに基づき内水ハザードマップを作成して周知・啓発を行います。

#### ・市政ほーもん講座によるハザード情報の周知

居住地における災害リスクや、避難(家屋倒壊等氾濫想定区域及びその周辺における垂直避難不可の説明含む)について、市政ほーもん講座を活用して積極的に市民周知・啓発を行います。

#### ・田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルを活用したハザード情報の周知

居住地における災害リスク(家屋倒壊等氾濫想定区域を含む)について、田原市地図情報サービス「たはらeマップ」や愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」等のデジタルデータを活用して積極的に市民周知・啓発を行います。

### [避難体制の整備]

#### ・関係機関との合同訓練の実施

関係機関と合同訓練、情報交換及び意見交換等を実施します。

#### ・情報伝達手段の多重化・多様化の推進

必要な情報を確実に収集し、市民に伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化に向けた整備を行います。

#### ・家屋倒壊等氾濫想定区域及びその周辺における避難指示等の設定

L2相当の洪水が想定された際に、家屋倒壊等氾濫想定区域及びその周辺に対して、垂直避難を避けて、区域及びその周辺すべての住民が指定緊急避難場所等へ避難する避難指示の設定を行います。

## ・津波避難看板等の設置

避難困難地域や海岸沿いの観光地について、避難看板や海拔標示板等を整備します。

## [自助・共助力の強化]

### ・防災リーダー研修の充実

地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練・学習などを充実・強化します。

### ・一斉防災訓練への参加促進

大規模災害時に自らの判断で避難行動がとれるよう、自主防災会一斉防災訓練への園児、児童・生徒及び外国人の参加を促進します。

### ・防災教育の推進

自助・共助を考えるきっかけとなる市政ほーもん講座、防災カレッジ等による防災教育を推進します。

### ・子ども防災教室の実施

小学生を対象に、AR 体験・講話等により地震・津波に対する知識を普及啓発します。

### ・家庭内備蓄の周知・啓発

妊産婦、粉ミルク・離乳食が必要な乳幼児、アレルギー児を持つ家庭などへの市民周知・啓発を推進します。

### ・自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化

自主防災会の災害対応力を強化するため、研修や防災訓練・防災学習、組織・人材の充実・強化及び資機材の整備等を推進します。資機材等の整備については、自主防災施設等整備補助金事業等により支援します。

### ・地域コミュニティ力の強化

大規模災害への対応力を向上するため、地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、防災や防犯などに関する研修等を通じて、地域コミュニティ力を強化します。

### ・地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進

地域全体で大規模災害への対応力を向上するため、防災学習プログラムを推進します。

### ・要配慮者支援体制及び避難体制の整備

必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整えます。高齢者単身世帯や障がい者等が災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、一人一人の状況に合わせて作成する要配慮者個別避難計画を策定します。

### ・事前復興、体制づくりの推進

県が実施する震災復興都市計画模擬訓練への参加や津波災害警戒区域における事前復興まちづくり模擬訓練の県との連携実施など、復興の体制づくりを推進します。

### (3) 対策の実施主体と実施時期

防災・減災対策を計画的に進めるため、それぞれの対策の実施主体と実施時期を以下に示します。

対策内容	実施主体	実施時期		
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (20年超)
災害リスクの回避				
居住誘導区域外での届出制度による居住誘導	市、市民	■	■	■
災害リスク情報の積極的提供による居住誘導	市、市民	■	■	■
災害リスクの低減				
ハード対策	風水害による災害被害の低減に向けた施設整備			
	河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進	市、県	■	■
	水閘門の耐震化	県	■	■
	雨水ポンプ場等の機能強化	市、県	■	■
	河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等	県	■	■
	公共埠頭の機能強化	県、国	■	■
	田原市公共下水道事業全体計画の見直し	市	見直し	整備推進
	避難経路の確保、復旧・復興に向けた施設整備			
	広域幹線道路網の整備促進	県、国	整備促進	■
	幹線道路の整備	県	■	■
	道路の災害対策の推進	市、県	■	■
	避難路等の整備(市道)	市	■	■
緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進	市、県	■	■	
橋梁等の長寿命化対策の実施	市、県	■	■	
ソフト対策	ハザードの認知向上			
	防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知	市、市民	周知・啓発、更新	■
	ハザードマップの周知	市、市民	周知・啓発、更新	■
	ハザードマップの作成(内水)	市	■	■
	市政ほーもん講座によるハザード情報の周知	市、市民	周知・啓発、更新	■
	田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルデータを活用したハザード情報の周知	市、市民	更新	■

対策内容		実施主体	実施時期		
			短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (20年超)
(災害リスクの低減)	ソフト対策	避難体制の整備			
		関係機関との合同訓練の実施	市、県、国	▶	▶
		情報伝達手段の多重化・多様化の推進	市、市民	▶	
		家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定	市、市民	▶	▶
		津波避難看板等の設置	市	▶	
	自助・共助力の強化				
		防災リーダー研修の充実	市、市民	▶	▶
		一斉防災訓練への参加促進	市、市民	▶	▶
		防災教育の推進	市、市民	▶	▶
		子ども防災教室の実施	市、市民	▶	▶
		家庭内備蓄の周知・啓発	市、市民	▶	▶
		自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化	市、市民	▶	▶
		地域コミュニティ力の強化	市、市民	▶	▶
		地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進	市、市民	▶	▶
		要配慮者支援体制及び避難体制の整備	市、市民	整備、更新	▶
	事前復興、体制づくりの推進	市、市民	▶	▶	

#### (4) 指標について

防災・減災に関する対策の状況等を確認するために、本市の総合計画(第2次田原市総合計画)で設定している目標指標等を確認していきます。

指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R17)	算出方法
防災講習会(ほーもん講座等)の参加者数	4,000 人	5,000 人	担当課調べ(年度)
安心・安全ほっとメール、防災アプリ等登録者数	12,000 人	20,000 人	担当課調べ(年度末時点)
避難所開設・運営訓練を実施している自主防災会の数	67 団体	103 団体	担当課調べ(年度)(全 103 自主防災会)